

# 私立大学研究ブランディング事業について

## 1. 趣旨

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学等に対し、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。

### <平成28年度予算額>

72.5億円（経常費50億円、施設・装置費5.5億円、設備費17億円）

※ 「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む。

## 2. 支援対象

事業の趣旨に沿った取組を行う私立大学等を、学識経験者等で構成する「私立大学研究ブランディング事業委員会（以下「委員会」）の審査に基づき選定する。

<平成28年度選定予定校数> 30～40校

<対象学校種> 私立大学・私立短期大学（以下「大学等」）

### ■ タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究  
： 特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘・文化の発展への寄与、企業や雇用の創出等を目的とするもの。

### ■ タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究  
： 学際・融合領域・領域間連携研究等による新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題へのへの大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの。

## 3. 申請条件等

### 【 I 申請資格 】

① 各年度の申請は1大学等につきタイプA・Bいずれか1件とする。

② ア、イのいずれかに該当する大学等は申請できない。

ア 前年度及び当年度の私立大学等経常費補助金の交付に際し、管理運営不適正による減額又は不交付措置を受けた学校法人が設置する大学等。

イ 当年度私立大学等経常費補助金を申請しない若しくは不交付の大学等。

③ タイプAについては、ア、イいずれにも該当する大学等は申請できない。

ア 主たる所在地が次のいずれかに指定された地域にある大学等。

- ・首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」
- ・近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」
- ・中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」

イ 収容定員8,000人以上の大学等。

## 【Ⅱ 取組内容】

- ・ 全学的な支援体制を整えて行う取組であること。
- ・ 他の補助事業（「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」を含む。）により経費措置を受けている内容と重複がないこと。

## 4. 選定校に対する支援方法

### 【Ⅰ 支援期間】

3年もしくは5年

※ 5年の場合は中間評価を要する。

### 【Ⅱ 支援措置】

#### ■ 私立大学等経常費補助（特別補助）

- ・ 取組期間にわたり一定額を措置（特別補助の増額）するものとし、措置額は1校当たり2,000～3,000万円程度とするが、タイプ、規模、選定時の委員会による評価等により所要の調整を行う。

※個別の研究プロジェクトではなく全学的な取組への支援であることから、研究活動の所要経費ではなく、大学全体に対する定額補助（用途は限定しない）とする。

- ・ 原則として措置額は採択年度から年度ごとに逡減（毎年度5%程度を想定）させるが、取組期間が5年の場合は中間評価の結果等により所要の調整を行う。ただし、管理運営不適正による減額又は不交付措置を受けた場合並びに補助金の交付に関する条件等に対する重大な違反が判明した場合は、中間評価を経ずに支援を打ち切るものとする。

#### ■ 私立学校施設整備費補助金（研究施設・研究装置）

- ・ 研究の実施に当たり研究施設又は研究装置の整備が必要な場合に、その費用の一部を補助する。

<補助対象>

【研究施設】研究を実施するために必要な施設の新築、増築、改築又は改修工事

に要する本工事費及び付帯工事費。

【研究装置】研究を実施するために必要な機械、器具その他の設備であって、当該設備を設置する建物その他の施設に関し新增改築工事、改修工事又は電気工事、ガス工事、給排水工事その他の附帯工事を必要とするもの。

＜補助率＞ ・1/2以内

＜補助年度＞ ・選定年度若しくは2年目（両年度の申請は不可）

＜事業経費下限＞ ・1,000万円

※1 大学等当たりの補助金額は、研究施設と研究装置を合計してタイプAで2,000万円、タイプBで4,000万円を上限とする（申請状況に応じ、予算の範囲内で調整を行うことがある）。

#### ■ 私立大学等研究設備整備費等補助金（研究設備）

- ・ 研究の実施に当たり研究設備の整備が必要な場合に、その費用の一部を補助する。

＜補助対象＞

【研究設備】研究を実施するために必要な機械、器具、標本、図書その他の設備

＜補助率＞ ・2/3以内

＜補助年度＞ ・選定年度若しくは2年目（両年度の申請は不可）

＜事業経費下限＞ ・500万円（図書は100万円）

※1 大学等当たりの補助金額は4,000万円を上限とする（申請状況に応じ、予算の範囲内で調整を行うことがある）。

### 【Ⅲ 中間・事後評価結果の反映】

#### ■ 中間評価

- ・ 取組期間が5年の場合は、3年目までの進捗状況について、4年目に委員会による中間評価を実施する（3年の場合は中間評価は実施せず事後評価のみ）。
- ・ 中間評価の結果に基づき4年目以降の経常費補助の措置額を調整する。なお、取組の進捗状況が著しく不十分な場合には4年目以降の経常費補助を不交付とする。

#### ■ 事後評価

- ・ 取組期間の終了年度に委員会による事後評価を実施する。取組内容が極めて不十分もしくは研究成果が著しく乏しい場合は、次年度以降の一定期間中において当該大学等からの申請を新規選定しない。

## 5. 選定方法

委員会において事業の実施体制と事業内容を総合的に審査し、選定校を決定する。

### ■ 実施体制の審査

- ・ 申請大学等から提出された「私立大学研究ブランディング事業調査回答票」の点数に基づき全学的に取組を進める体制が整備されているかを審査する。
- ・ 得点が極めて低い大学は、事業内容の審査を行わない場合がある。

### ■ 事業内容の審査

- ・ 申請大学等から提出された「私立大学研究ブランディング事業計画書」に基づき、事業の具体的な内容を書面により審査する。

## 6. 情報発信

選定された大学等は、各大学等のウェブサイトを取組内容、各年度の成果進捗状況に対する自己評価及び外部評価の結果等について公表するページを作成することをはじめ、ブランディングに資するよう戦略的な情報発信に努めるものとする。

また、文部科学省ウェブサイトやシンポジウム等において、各大学等の取組に係る情報を積極的に発信する。

### 【参考】本事業の英語名称（例）

#### ○ 私立大学研究ブランディング事業

Private University Research Branding Project